

船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）に設置し、又は医療センターにおいて運用する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成24年船橋市要綱）第14条及び第15条の規定により準用する同要綱第14条（第6号から第8号までを除く。）の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いに資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として公共施設等に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいう。
- (2) 防犯カメラ等 防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像（音声を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記憶媒体に記録された画像のデータをいう。
- (5) 再生画像 画像表示装置により表示された画像データをいう。

(船橋市病院事業管理者等の責務)

第3条 病院事業管理者は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 病院事業管理者は、画像及び再生画像並びに画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じるものとする。
- 3 職員又は職員であった者は、画像データ等から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の設置)

第4条 病院事業管理者は、医療センターの利用者の事故防止、犯罪の予防、医療センターの適正な管理及び警備等守衛業務の補助として、防犯カメラ等を設置する。

2 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、別表第1のとおりとする。

(防犯カメラ等管理者)

第5条 病院事業管理者は、画像データ等から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のため、防犯カメラ等管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。

3 管理者は、総務課長をもって充てる。

(防犯カメラ等取扱者)

第6条 管理者は、必要に応じ、その業務を補助する防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

2 取扱者は、防犯カメラ等の作動点検を随時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者に連絡しなければならない。

(防犯カメラの設置の表示)

第7条 病院事業管理者は、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラの設置者名又は管理者の職名を防犯カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認する方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び画像記録装置の設置場所)

第8条 病院事業管理者は、防犯カメラに係る画像表示装置及び画像記録装置を施錠可能な室内等で、職員以外の者が見通すことができない場所に設置する。ただし、病院事業管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(画像データの管理)

第9条 画像データの管理は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理者及び取扱者以外の者は、防犯カメラ等の操作をしてはならない。
- (2) 管理者は、画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管しなければならない。
- (3) 外部記憶媒体に係る画像データは、病院事業管理者が特別の事情があると認めると

きを除き、施錠可能な室内の施錠可能な保管庫内で保管しなければならない。この場合においては、管理者の許可なく、画像データを保管場所以外に持ち出してはならない。

- (4) 管理者及び取扱者その他の職員は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。
- (5) 管理者及び取扱者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、再生画像を検索することができる。この場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、管理者及び取扱者以外の職員並びに管理者が指定した者を立ち合わせるこ
と（再生画像の撮影を含む。）ができる。
- (6) 管理者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像データの複製物を作成し、捜査機関に提供することができる。
- (7) 画像データは、前号に該当する場合その他防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、複製してはならない。
- (8) 画像データの保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。以下
同じ。）は、60日以内とする。
- (9) 前号の規定にかかわらず、第5号の規定により再生画像を検索し、若しくは第6号
の規定により画像データの複製物を提供し、又は次条第2項の規定により画像データ
を利用し、若しくは画像データの複製物を提供した場合は、当該検索し、提供し、又
は利用した日から1年間、保管期間を延長するものとする。
- (10) 保管期間を経過した画像データは、速やかに、かつ、確実に消去するものとする。
- (11) 記憶媒体の劣化が認められた画像データ及び第6号又は次条第2項の規定により提
供した後に返還された複製物である画像データは、速やかに、かつ、確実に消去し、
及び記憶媒体の破砕、裁断等を行い、廃棄するものとする。

（画像データの利用及び提供の制限）

第10条 病院事業管理者は、法令に基づく場合を除き、防犯カメラ等の設置目的の範囲を超えて画像データを病院事業管理者の内部若しくは市の機関（市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）相互において利用し、又は画像データの複製物を他の市の機関若しくは市の機関以外の者に対して提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、設置目的以外の目的のために画像データを自ら利用し、又は画像データの複製物を提供することができる。ただし、画像データ及び画像データの複製物を設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 病院事業管理者が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像データを内部で利用する場合であって、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に画像データの複製物を提供する場合において、画像データの複製物の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像データを利用し、かつ、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために画像データの複製物を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像データの複製物を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定により、画像データを利用し、又は画像データの複製物の提供を受けようとする者は、法令又は条例に定めがある場合を除くほか、船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書（第1号様式）により病院事業管理者に申し込まなければならない。

4 病院事業管理者は、前項の規定による申し込みがあった場合は、その内容を審査し、利用又は提供の承諾・不承諾を決定し、その旨を船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供承諾・不承諾通知書（第2号様式）により、当該申し込みをした者に通知するものとする。

5 病院事業管理者は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、画像データを収集したときの取扱目的以外の目的のための利用を特定の部局に限ることができる。

6 病院事業管理者は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る画像データの利用目的又は利用方法の制限その他必要な制限を付するとともに、次に掲げる安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。ただし、官公署に提供する場合は、この限りでない。

- (1) 画像データの漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止に関する事。
- (2) 画像データの複製物の提供を受けた目的以外の利用及び提供の禁止に関する事。
- (3) 画像データを無断で複写し、又は複製することの禁止に関する事。
- (4) 画像データの搬送に関する事項
- (5) 画像データの複製物の提供を受けた目的に係る業務（第8号において「業務」という。）終了後の画像データの複製物の取扱いに関する事。
- (6) 画像データの取扱いに関し、従事者への周知に関する事。
- (7) 画像データの取扱いに関し、責任者の設置に関する事。
- (8) 業務の委託の禁止又は制限に関する事。
- (9) 事故等の発生時における報告義務に関する事。
- (10) 損害賠償に関する事。
- (11) その他画像データの保護に関し必要な事項
（再生画像の検索等に伴う記録）

第11条 管理者は、再生画像の検索並びに画像データの複製、提供、目的外利用・提供、消去（病院事業管理者が特別の事情があると認めるときを除く。）及び廃棄に関する事項その他必要な事項を医療センターにおける防犯カメラ等に係る画像データ管理簿（第3号様式）に記録しなければならない。

（苦情の処理）

第12条 管理者は、防犯カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（保安カメラの設置及び運用）

第13条 病院事業管理者は、第4条第1項に規定する目的のため、第2条第1号に規定する撮影装置であって、記録機能を備えていないもの（以下「保安カメラ」という。）を設置する。

2 保安カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、別表第2のとおりとする。

3 前各条の規定（第4条及び第9条（第1号及び第4号を除く。）から第11条までを除く。）は、保安カメラ、画像表示装置その他附属物について準用する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表第 1

設置階	設置場所	設置台数	撮影範囲	防犯カメラ 管理代行者
A館 1 階	救急外来待合ホール	1 台	救急外来出入口	総務課長補佐
B館 1 階	正面玄関出入口	2 台	正面玄関出入口	
B館 1 階	東側出入口	1 台	東側出入口	
B館 1 階	薬剤局調剤室	1 台	調剤室出入口	薬剤局長
	薬剤局調剤室	1 台	薬品棚通路	
	薬剤局調剤室	1 台	麻薬金庫前	
A館 2 階	手術室ナースセンター	1 台	麻薬金庫前	手術室担当 看護師長
A館 2 階	手術室器材室	1 台	麻薬金庫前	
B館 2 階	図書室	1 台	図書室出入口	総務課長補佐
B館 4 階	東側廊下	1 台	東側階段前	B館 4 階病棟 担当看護師長
B館 4 階	西側廊下	1 台	西側階段前	
B館 4 階	新生児室	1 台	新生児室出入口	
E館地下 1 階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	総務課長補佐
E館 1 階	玄関	1 台	玄関出入口	
E館 1 階	風除室	1 台	風除室	
E館 1 階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	
E館 2 階	連絡通路	1 台	連絡通路	
E館 2 階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	
E館 3 階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	E館 3 階病棟 担当看護師長
E館 4 階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	E館 4 階病棟 担当看護師長
E館 5 階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	総務課長補佐
	立体駐車場 A 階ゲート口	3 台	立体駐車場ゲート口	
	立体駐車場 A 階北側	1 台	立体駐車場 A 階通路	
	立体駐車場 A 階北側	1 台	立体駐車場 A-B 階連絡口	
	立体駐車場 A 階南側	1 台	立体駐車場歩行者用出入口	
	立体駐車場 B 階北側	1 台	立体駐車場 A-B 階連絡口	
	立体駐車場 B 階北側	1 台	立体駐車場 B 階通路	
	立体駐車場 B 階南側	1 台	立体駐車場 B-C 階連絡口	
	立体駐車場 B 階南側	1 台	立体駐車場 B 階通路	
	立体駐車場 C 階北側	1 台	立体駐車場 C-D 階連絡口	
	立体駐車場 C 階北側	1 台	立体駐車場 C 階通路	
	立体駐車場 C 階南側	1 台	立体駐車場 B-C 階連絡口	
	立体駐車場 C 階南側	1 台	立体駐車場 C 階通路	
	立体駐車場 D 階北側	1 台	立体駐車場 C-D 階連絡口	
	立体駐車場 D 階北側	1 台	立体駐車場 D 階通路	

設置階	設置場所	設置台数	撮影範囲	防犯カメラ 管理代行者
	立体駐車場D階南側	1 台	立体駐車場D-E階連絡口	総務課長補佐
	立体駐車場D階南側	1 台	立体駐車場D階通路	
	立体駐車場E階北側	1 台	立体駐車場E-F階連絡口	
	立体駐車場E階北側	1 台	立体駐車場E階通路	
	立体駐車場E階南側	1 台	立体駐車場D-E階連絡口	
	立体駐車場E階南側	1 台	立体駐車場E階通路	
	立体駐車場F階南側	1 台	立体駐車場E-F階連絡口	
	立体駐車場G階南側	1 台	立体駐車場F-G階連絡口	
	院内保育所玄関	1 台	院内保育所玄関前	
	院内保育所南側	1 台	院内保育所前駐車場西側	
	院内保育所南側	1 台	院内保育所前駐車場東側	救急外来師長
	感染症外来診察室	1 台	風除室	
	感染症外来診察室	1 台	患者待合室 1	
	感染症外来診察室	1 台	患者待合室 2	

別表第 2

設置階	設置場所	設置台数	撮影範囲	保安カメラ 管理代行者
A館地下1階	南側廊下	1 台	南側廊下	放射線技術科 技師長
	南側廊下	1 台	リニアック治療室出入口	
	南側廊下	1 台	更衣室出入口	
A館地下1階	待合室	1 台	待合室	放射線技術科 技師長
A館3階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	A館3階病棟 担当看護師長
A館4階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	A館4階病棟 担当看護師長
A館5階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	A館5階病棟 担当看護師長
A館6階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	A館6階病棟 担当看護師長
A館7階	エレベータホール	1 台	エレベータ前	A館7階病棟 担当看護師長
B館4階	分娩室	1 台	分娩室出入口	B館4階病棟 担当看護師長
B館4階	LDR	1 台	LDR出入口	
	看護師宿舎メゾンさくら	1 台	正門	総務課長補佐
	看護師宿舎メゾンさくら	1 台	南側通路	
	看護師宿舎メゾンさくら	1 台	東門	

第 1 号様式

船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書

年 月 日

船橋市病院事業管理者あて

住所又は居所（法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地）

〒 ー

フリガナ

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

法人その他の団体にあっては担当者氏名

船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第 1 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり画像データの利用・提供を申し込みます。

記

利用目的	
撮影場所	
検索画像データ	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
記録媒体	☐ 複製データ ☐ その他
検索利用者 職・氏名	
保管責任者 職・氏名	
返却予定日	年 月 日
特記事項	

第2号様式

船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等に係る
画像データ利用・提供 承諾・不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市病院事業管理者 印

年 月 日付で申込みのあった船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等に係る画像データの利用・提供について、船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 利用・提供を承諾します。

返却期日 年 月 日 ()

利用・提供の条件

- 2 利用・提供を承諾しません。

理由

第 3 号様式

船橋市立医療センターにおける防犯カメラ等に係る画像データ管理簿

[illegible]